

# 地縁団体認可申請の手引き -自治会・町内会の法人化-

---

○お問い合わせ○

下呂市役所 経営管理部 地域振興課

電話：24-2222（内線 252）

メール：chiiki@city.gero.lg.jp

## 目次

### 1. 認可地縁法人とは

---

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 地縁による団体（地縁団体）とは | 1 |
| (2) 地縁団体を法人化する目的    | 1 |
| (3) 法人化の要件          | 1 |
| (4) 法人化のメリット・デメリット  | 2 |

### 2. 認可申請の手続き

---

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 手続きの流れ | 3 |
| (2) 認可申請   | 4 |

### 3. 認可後の地縁団体

---

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 認可地縁団体の権利能力  | 5 |
| (2) 認可地縁団体にかかる税金 | 5 |
| (3) 認可地縁団体の義務    | 6 |

## 1. 認可地縁団体とは

### (1) 地縁による団体（地縁団体）とは…

○区や町内会等、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

区域に住所を有することを構成員の資格とし、区域に住所を有する人は誰でも構成員になることができます。青年団や婦人会のような性別や年齢等の条件が必要な団体や、スポーツ団体や芸能保存会のような活動目的が限定された団体は、地縁団体とは言えません。

### (2) 地縁団体を法人化する目的は…

○一般の法人と同様に、団体の名義で土地や建物等の不動産を保有するため

通常、自治会等は法的には「権利能力なき団体」と位置付けられ、団体名義では不動産登記ができません。しかし、実際には自治会等では不動産等の資産を保有している場合も多く、代表者の個人名義や共有名義、あるいは神社名義等で登記を行っているのが実情です。

ところが、個人や共有名義の場合、名義人の死亡等による名義変更の際に、相続等のトラブルが生じる恐れがあります。

こうした問題に対処するために、平成3年に地方自治法が改正され、自治会等が一定の手続きのもとに法人格を取得できることとなり、自治会等の団体名義での不動産登記ができるようになりました。

### (3) 法人化の要件とは…

○地縁団体を法人化するには、下記の4つの要件を全て満たさなくてはなりません。

①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

- ・スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、規約に明記されていることが必要です。
- ・「現にその活動を行っていることと認められる」ためには、地縁団体の総会に提出された前年度の活動実績の報告書等を、許可申請の際に提出する必要があります。

②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

- ・地縁団体の区域は、その団体が安定的に存在しているその現況によることとし、認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある団体に対し認可を行うことはできません。

③その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

- ・区域に住所を有する全ての個人（年齢・性別を問わず）が構成員となれる旨、規約に定められていることが必要です。
- ・「相当数」とは、少なくとも区域内の住民の過半数が構成員となっていることを言います。

④規約を定めていること。

- ・規約には、認可を受ける地縁団体の目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格、代表者、会議、資産に関する事項が定められていなければいけません。
- ・規約の作成にあたっては、別紙の規約例を参考にしてください。

#### (4) 法人化のメリット・デメリット

##### ○ 団体名義で不動産登記ができる

…法人格の取得により、地縁団体の名義で不動産登記ができるようになり、相続の際のトラブルを避けることができます。

##### ○ 規約に定める範囲内で権利能力を行使できる

…目的の範囲内であれば、独立して財産の保有や、取引の主体とすることができます。

##### ○ 税法上の優遇

…認可地縁団体は公益法人与みなされるため、収益事業を行っていない場合には、法人市民県民税や固定資産税の減免の対象となります。（手続きが必要です）

##### × 認可申請に手間がかかる

…規約案の作成や総会の準備等、認可申請には様々な手続きが必要です。

##### × 規約に定める範囲内で義務を負う

…認可地縁団体は、法人として各種義務を負います。

…代表者や規約を変更するときには、届出や認可申請が必要です。

##### × 収益事業を行う場合は課税対象となる

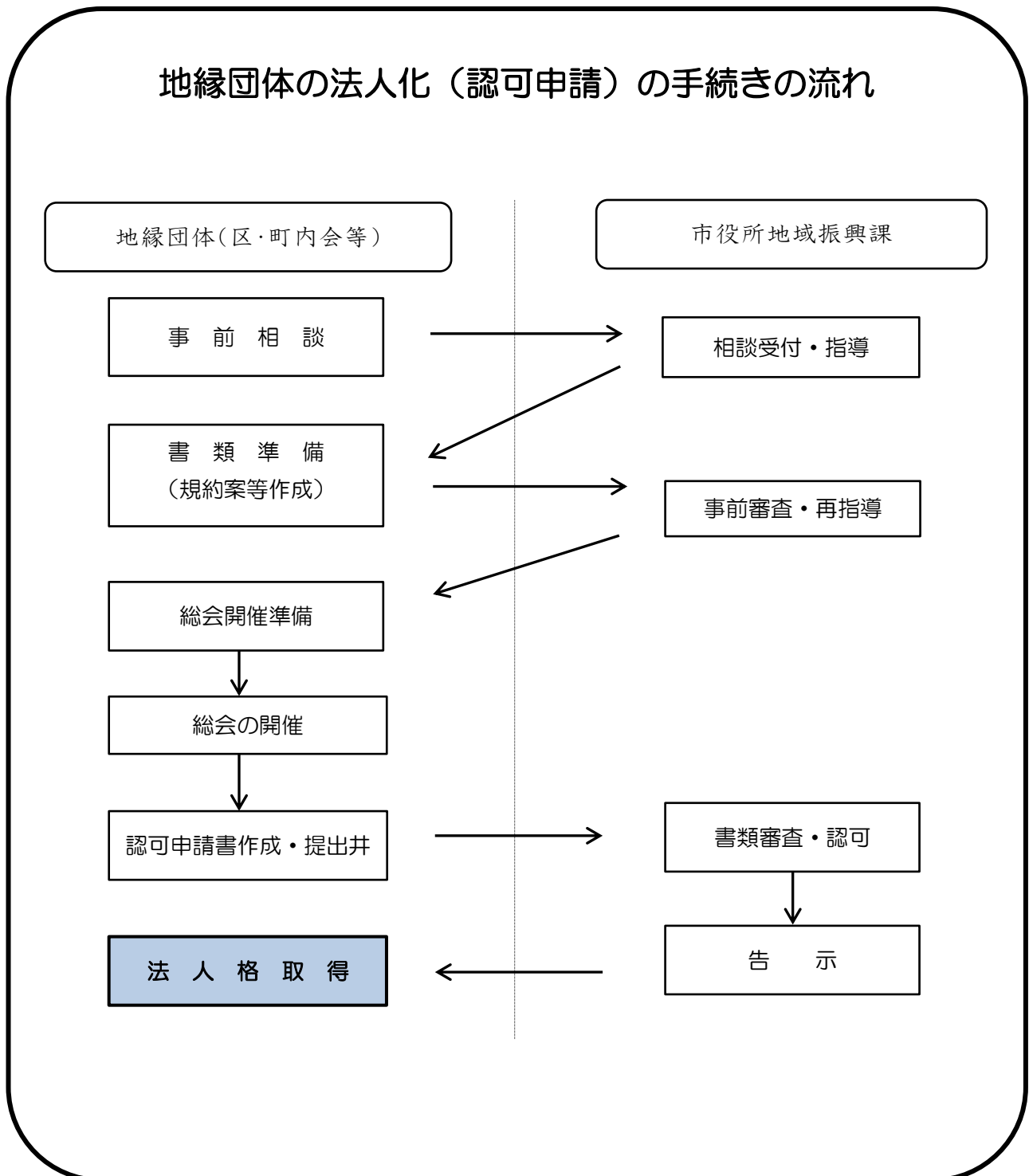
…収益事業を行っている場合は、収支が赤字であっても課税の対象となります。

##### × 登記手数料等が必要

…登記にかかる登録免許税等の手数料の減免措置はないため、不動産登記を行う場合費用がかかります。

## 2. 認可申請の手続き

### (1) 手続きの流れ



## (2) 認可申請

- 認可を受けようとする団体が、現に不動産等を保有しているか、将来保有する予定があることが前提です。
- 地縁団体が、法人化のための認可申請を行うには、団体の規約に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決を行う必要があります。また、その総会において、規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、不動産等保有することとなる資産の確定について、議決しておくことが必要です。

### ★申請に必要な書類

- ①認可申請書（様式第1号）
- ②規約
- ③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
  - ・総会の議事録（議長及び議事録署名人の署名、押印のあるもの）
- ④構成員の名簿（様式第2号）
  - ・構成員全員の氏名、住所を記載したもの
- ⑤保有資産目録（様式第3号）、または保有予定資産目録（様式第4号）
- ⑥住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを証する書類
  - ・前年度の事業活動報告、決算書等の総会資料
- ⑦申請者が代表者であることを証する書類
  - ・承諾書（申請者本人の署名、押印のあるもの）

### 3. 認可後の地縁団体

#### (1) 認可地縁団体の権利能力

○市長が、当該団体が認可の要件に該当していると認めるときは、当該団体に対し認可および告示が行われ、当該団体は権利能力を有し、法人格を得ることとなります。

##### (1) 団体名義で不動産登記ができます。

- ・これまで団体が保有しながら、個人等の名義となっていた不動産等の名義を、地縁団体の名義へ移転登記できます。手続きの詳細は、法務局か司法書士等へお問い合わせください。
- ・登記申請に際して、告示事項証明書（地縁団体台帳の写し）が必要です。証明書の交付申請は、市役所経営管理部地域振興課、または各振興事務所で行えます。

##### (2) 地縁団体の印鑑登録を行うことができます。

- ・不動産登記等に必要な地縁団体の印鑑登録及び印鑑登録証明書の交付申請ができます。
- ・手続きは、市民課で受け付けています。

#### (2) 認可地縁団体にかかる税金

##### 1. 法人の設立届

地縁団体の認可を受けた場合には、高山税務署、飛騨県税事務所、市役所税務課への届出が必要です。  
※届出には認可地縁団体の証明書が必要となります。

##### 2. 地縁団体にかかる税金

税の種類		認可地縁団体	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市 税	法人市民税	均等割額のみ課税 申請により減免措置 ※	法人税割額、均等割額 ともに課税
	固定資産税	固定資産税評価額で課税 申請により減免措置 ※	固定資産税評価額で課税
県 税	法人県民税	均等割額のみ課税 申請により減免措置 ※	法人税割額、均等割額 ともに課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	申請により減免措置 ※	課税
国 税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

※減免の対象や申請方法等の詳細については、下記の所轄機関にお問い合わせください。

## ◎収益事業とは…

- ・法律により業種が定められており、製造業・建設業・小売業・不動産賃貸業等の収入を得るための行為を指します。地縁団体の場合、土地等を賃して、賃貸料を得ている場合が多いと考えられます。
- ・年に数回行われる祭りのバザー等については、収益事業に該当しません。(常時行っているわけではない場合、収益を上げるための事業とはいえないため)
- ・収支が赤字であっても、収益事業を行っていれば、課税対象となります。
- ・収益事業かどうか判断が難しい場合は、税務署等にご確認ください。

## ■手続き、問い合わせの窓口

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税（法人市民税）について 市役所市民部税務課 市民税係（下呂庁舎）</li> </ul>	電話：(0576) 24-2222（内 141）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税（固定資産税）について 市役所市民部税務課 資産税係（下呂庁舎）</li> </ul>	電話：(0576) 24-2222（内 134）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税について 飛騨県税事務所（飛騨総合庁舎）</li> </ul>	電話：(0577) 33-1111（代表）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税について 高山税務署</li> </ul>	電話：(0577) 32-1020

- ・毎年4月ごろに市役所税務課から、申告書と減免申請書が送付されます。収益事業を行っていない場合は、減免対象となりますので、添付書類（決算書、事業報告書等）を添えて、申告書と減免申請書を提出してください。

## (3) 認可地縁団体の義務

(1) 告示事項（代表者の氏名及び住所等）に変更があったときは、速やかに市長に届け出ること。

- ・告示事項変更届出書（様式第7号）に、告示事項に変更があったことを証する書類を添え提出してください。

(2) 規約を変更する場合は、市長に認可申請を行い、許可を得ること。

- ・規約変更認可申請書（様式第8号）に、規約の変更の内容及び理由を記載した書類、並びに当該規約の変更を総会で議決したことを証する書類を添えて提出してください。

## (3) 法人化の要件を全て維持すること。

- ・認可地縁団体が法人化の要件のいずれかを欠くことになったとき、又は不正な手段により認可地縁団体となったときは、その認可を取り消す場合があります。

## (4) 下記の事項を遵守しなければならない。

- ・正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではなりません。
- ・民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはなりません。
- ・特定の政党のために利用してはなりません。